

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務			事業コード	3179
所属コード	310200	課等名	選挙管理委員会事務局	係名	選挙係
課長名	村上 淳	担当者名	堤 征信	内線番号	2822
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	公正な行政事務の確保	コード	4
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 4 項 4 目 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務 (001-01) 一般会計 2 款 4 項 5 目 衆議院議員総選挙啓発事務 (001-01)			
特記事項 (H26)				
事業期間	☒ 単年度 ☐ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 25 年度
根拠法令等 (H26)	公職選挙法, 同施行令, 同施行規則			

(2) 事務事業の概要

法定受託事務。公職選挙法等の規定に基づき、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を管理執行する。なお、平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は、衆議院の解散に伴い実施されたものである。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 25 年公職選挙法の制定による。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 25 年に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、経費の基準が従前に比して大幅に引き下げられることになった。これまでも増して計画的かつ効率的に選挙を執行することを求められている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

有権者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 選挙人名簿登録者数	人		240,380		240,380	241,304
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ① 選挙人名簿の調製
- ② 投票所入場券の発行
- ③ ポスター掲示場の設置
- ④ 投票管理者及び職務代理者，投票立会人，開票管理者及び職務代理者，開票立会人の選定
- ⑤ 投票事務従事者及び開票事務従事者の委嘱
- ⑥ 不在者投票及び期日前投票の受付
- ⑦ 選挙当日の投票事務及び開票事務

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 選挙人名簿登録者数	人		240,380		240,380	241,304
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

公正な選挙を執行する。そのために，法令の定める手続きに厳格に従い，誤りのない事務処理を行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 管理執行上問題となった事項の件数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	—	0	—	0	0
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる						

	☐ 下げる ☐ 維持						
--	---	--	--	--	--	--	--

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	24 年度実績	25 年度実績	26 年度計画	26 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	77,197	0	67,161	71,028
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	459
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	77,197	0	67,161	71,487
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	2,000	0	2,000	2,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	8,000	0	8,000	8,000
計	トータルコスト A+B	千円	85,197	0	75,161	79,487
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

（理由：公職選挙法等の規定に基づき、公正な選挙を執行する事務である。）

② 市の関与の妥当性

妥当である。

（理由：地方自治法第2条第10項に規定する第2号法定受託事務。）

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

（理由：法定事務。対象をこれ以上広げることも狭めることもできない。）

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

（その内容：法令に違反することになり、廃止・休止することはできない。）

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地はない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

（理由：選挙の執行は法定事務であり、受益機会や費用負担についての適正化余地はない。）

(4) 効率性評価

事業費・人件費ともに削減の余地はない。

(理由：既に最低限の経費及び業務時間数で実施しており削減の余地はない。なお、事務処理の効率化については、今後も継続して取り組む必要がある。)

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	自治体経営 (信頼される市政)	コード	104
	小施策 (推進項目)	公正な行政事務の確保	コード	104-3

(2) 改革改善の方向性

投票及び開票の事務処理を確実に行うために、今後も、マニュアルの再確認及び徹底を図る。
また、事務従事者説明会において事務処理における注意を喚起するとともに、システム操作方法の練習を継続して行う。

平成 25 年に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、経費の基準が従前に比して大幅に引き下げられることとなり、当該交付金により選挙経費全てを賄うことが出来ず、一部一般財源を繰り入れることとなったので、選挙経費の削減のための方策を検討し、早急に実施する。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- ☒ 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

公職選挙法に基づく法定事務である。事務の効率性については、工夫できるところは行い、一定の成果を見た。しかし今後日常時から計画的に選挙事務全般にわたる見直し検討の中で、より効率的、より効果的な選挙事務の改革改善に取り組む必要がある。

